

岩手県告示第886号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年11月20日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社佐々木喜八郎商店
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市南大通一丁目15番8号
 - ウ 代表者の氏名 佐々木基樹
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第7319号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成25年11月19日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年11月14日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社巣子木工所
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字巣子206番地10
 - ウ 代表者の氏名 田村勇
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第20045号
- (3) 処分の内容 内装仕上工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成25年11月13日付けで内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年10月30日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社アイアックス
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市大通三丁目3番10号
 - ウ 代表者の氏名 中村盛一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-24）第7448号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成25年10月30日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。